

令和4年陸別町議会6月定例会会議録（第1号）

招集の場所	陸別町役場議場					
開閉会日時 及び宣告	開議	令和4年6月7日 午前10時00分			議長	本田 学
	閉会	令和4年6月7日 午後1時33分			議長	本田 学
応（不応）招議員 及び出席並びに 欠席議員 凡例 ○ 出席を示す ▲ 欠席を示す × 不応招を示す ▲○ 公務欠席を示す	議席 番号	氏名	出席等 の別	議席 番号	氏名	出席等 の別
	出席 7人	1	中村佳代子	○		
	欠席 0人	2	三輪隼平	○		
		3	久保広幸	○		
		4	谷 郁 司	○		
		6	多胡裕司	▲		
		7	渡辺三義	○		
		8	本田 学	○		
会議録署名議員	久保広幸		谷 郁 司			
職務のため議場に 出席した者の職氏名	事務局長 庄野勝政			主任主査 竹島美登里		
法第121条の規定 により出席した者の 職氏名	町 長	野尻秀隆	教 育 長	有田勝彦		
	監 査 委 員	飯尾清	農業委員長（議員兼職）	多胡裕司		
町長の委任を受けて 出席した者の職氏名	副 町 長	早坂政志	総務課長	今村保広		
	町民課長	棟方勝則	産業振興課長	丹崎秀幸		
	建設課長	清水光明	保健福祉センター次長	空井猛壽		
	国保関寛斎診療所事務長	（空井猛壽）		総務課参事	瀧澤 徹	
	総務課主幹	請川義浩				
教育長の委任を受けて 出席した者の職氏名	教委次長	副島俊樹				
農業委員会会長の委任を 受けて出席した者の職氏名	農委会事務局長	瀧口和雄				
選挙管理委員会委員長の 委任を受けて出席した 者の職氏名						
議 事 日 程	別紙のとおり					
会 議 に 付 し た 事 件	別紙のとおり					
会 議 の 経 過	別紙のとおり					

◎議事日程

日程	議案番号	件名
1		会議録署名議員の指名
2		会期の決定
3	議案第34号	北海道市町村総合事務組合規約の変更について
4	議案第35号	北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について
5	議案第36号	北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について
6	議案第37号	職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
7	議案第38号	町税条例等の一部を改正する条例
8	議案第39号	固定資産税の課税免除の特例に関する条例の一部を改正する条例
9	議案第40号	陸別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
10	議案第41号	陸別町介護保険条例の一部を改正する条例
11	議案第42号	令和4年度陸別町一般会計補正予算（第2号）
12	議案第43号	令和4年度陸別町国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算（第1号）
13	議案第44号	令和4年度陸別町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
14	議案第45号	令和4年度陸別町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
15	議案第46号	工事請負契約の締結について

◎会議に付した事件

議事日程のとおり

開会 午前10時00分

○事務局長（庄野勝政君） 御起立願います。おはようございます。

町民憲章を斉唱いたします。

一つ、みんなで力を合わせ、ひろく産業をおこし、豊かな町を育てましょう。

一つ、みんなで教養を深め、たくましい心と体をつくり、北方文化のかおり高い町を育てましょう。

一つ、たがいにむつみ、助けあい、だれもが生きがいをもてるあたたかい町を育てましょう。

一つ、たがいにきまりを守り、よい習慣をつくり、平和で明るい町を育てましょう。

一つ、恵まれた自然を生かし、住みよい環境をつくり、美しい町を育てましょう。

お座りください。

◎開会宣告

○議長（本田 学君） ただいまから、令和4年陸別町議会6月定例会を開会します。

◎欠席・遅参・退席の報告

○議長（本田 学君） 多胡議員、農業委員長より欠席する旨、届け出がありました。

丹野会計管理者より欠席する旨の報告がありました。

◎諸般の報告

○議長（本田 学君） これから、諸般の報告を行います。

議会関係諸般の報告については、諸般報告つづりのとおりでありますので、御了承願います。

◎町長行政報告

○議長（本田 学君） 町長から、行政報告の申し出があります。

野尻町長。

○町長（野尻秀隆君）〔登壇〕 5月17日、第1回臨時会以降、本日までの行政報告を申し上げます。

お手元にお配りしております書面のとおりの内容であります。書面のほか口頭で2件、御報告申し上げます。

1件目は、町内における新型コロナウイルスの感染状況についてであります。

北海道が公表した陸別町における感染者数は、直近の公表が5月28日現在で135名、令和3年度が19名、令和4年度は116名となっています。このうち、利用者、職員合わせて76名が感染した特別養護老人ホームしらかば苑は、新規感染者の発生がなくなり、5月28日にクラスターの収束宣言が出されたところであります。

感染者数は全国的には減少傾向にありますが、当町におきましては陽性者の発生が続いている状況であるため、町民の皆さんには今後も油断することなく、引き続きマスク着用、手指消毒、3密の回避など、基本的な感染防止行動の実践、徹底などにつきまして、御協力くださいますようお願いするところであります。

2件目は、農作物の生育状況についてであります。

令和4年6月1日現在の十勝農業改良普及センター十勝東北部支所及び北海道糖業株式会社本別製糖所調べによる農作物生育状況について報告いたします。

まず、本年の気象経過ですが、4月の気温は平年より高く、日照時間はかなり多くなりました。降水量については平年の2割以下となりました。5月の気温は上旬で平年を下回る日がありましたが、その後は平年並みからやや高く推移しました。降水量については上旬にまとまった降雨があり、中旬以降は平年並みの状況でした。

次に、作物の状況ですが、牧草の萌芽期は平年より二日早い4月17日でした。6月1日現在の草丈は51.2センチと平年の49.2センチと比べ、生育は一日進んでいます。一番草の収穫は平年の収穫初めで6月17日の見込みですが、天候次第の状況です。

飼料用トウモロコシは播種作業が順調に進み、平年より六日早く播種を終えております。出芽期は5月25日で、平年より五日早い状況となっております。

てん菜については、作付面積が47.52ヘクタールで、うち直播は12.76ヘクタールとなっております。

直播の播種作業は前年より早い4月26日に開始し、4月30日に終了しております。定植作業も前年より早い5月6日に開始し、5月12日に終了しています。定植、直播共に霜の影響はありませんでした。

生育状況につきましては、干ばつ傾向により一部に停滞が見られますが、5月下旬の降雨により生育の促進が予想されます。また、昨年の作付けでは直播の一部に酸性障害が見られましたが、今年の作付けではおおむね順調に生育しております。農作物の生育状況については、以上であります。

なお、お手元にお配りしております事業業務工事等発注一覧表につきましては、後ほど御覧いただきたいと思っております。

以上で、行政報告を終わらせていただきます。

◎教育関係行政報告

○議長（本田 学君） 次に、教育長から教育関係行政報告の申し出があります。

有田教育長。

○教育長（有田勝彦君）〔登壇〕 陸別町議会 3 月定例会以降、本日までの主な教育関係の行政報告につきましては、書面のとおりであります。書面の中から 1 件、口頭で 4 件、報告いたします。

まず、書面の中から 1 件報告いたします。

新型コロナウイルス感染症対策関係のうち、学校の対応についてであります。

北海道はまん延防止等重点措置の解除後も引き続き感染症拡大防止対策に取組、町内小中学校においても同様に努めてまいりましたが、陸別小学校、陸別中学校におきましては、一時期複数の児童生徒、教職員の新型コロナウイルスの感染者が判明しました。その後、学校医の助言も踏まえ、書面のとおり陸別中学校では感染生徒在籍学年のみ学年閉鎖の措置を取り、期間中はオンライン授業を実施するとともに部活動は休止しました。また、陸別小学校では全学年を対象とした学校閉鎖とし、期間中は少年団活動の自粛を要請しました。

次に、口頭で 4 件報告いたします。

1 件目は、今申し上げました新型コロナウイルス感染症対策における学校対応の追加であります。

今週末の 6 月 11 日土曜日に開催予定でありました陸別小学校大運動会につきまして、昨日現在、新型コロナウイルス陽性児童が複数名いることや、風邪症状や家族の体調不良による予防のための欠席者も複数名おり、運動会に向けての練習も十分に進んでいない状況であります。これらの状況を踏まえ、小学校、PTA 3 役、教育委員会関係者で協議した結果、7 月 2 日土曜日に延期することといたしました。

2 件目は、令和 4 年度陸別町中学生等海外研修派遣事業についてであります。

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、9 月に予定しておりました中学 2 年生を対象とした令和 4 年度陸別町中学生等海外研修派遣事業につきましては、大変残念ではありますが、今年度も中止することに決定をいたしました。

この事業の代替としまして、8 月 7 日から 9 日まで二泊三日の日程でニセコ町内に宿泊しながら英会話を中心としたテーブルマナー講座やジップラインなどのアクティビティで楽しく学んでいただく予定としております。

3 件目は、令和 4 年 5 月 1 日現在の児童生徒数について報告いたします。

陸別小学校は、9 学級で、普通学級が 6 学級、特別支援学級が 3 学級であり、児童数は 89 人です。内訳は、1 学年が 14 人で、うち特別支援学級在籍は 1 人です。2 学年は 16 人で、うち特別支援学級在籍は 1 人です。3 学年は 7 人で、うち特別支援学級在籍は 1 人です。4 学年は 16 人です。5 学年は 21 人で、うち特別支援学級在籍は 2 人です。6 学年は 15 人です。

陸別中学校は、7学級で、普通学級が3学級、特別支援学級が4学級であり、生徒数は49人です。1学年が17人で、うち特別支援学級在籍は3人です。2学年は18人で、うち特別支援学級在籍は1人です。3学年は14人で、うち特別支援学級在籍は2人です。

以上が、児童生徒数であります。

4件目は、令和4年3月に卒業しました陸別中学校の卒業生の進路状況について報告いたします。

卒業生は15人であり、15人全員が高等学校等に進学であります。進学先の内訳につきましては、帯広市内が4人、帯広市以外の十勝管内が5人、北見市内が4人、北見市以外のオホーツク管内が1人、釧路市内が1人です。

以上が、進路状況であります。

今後も感染症対策を徹底し、円滑な教育活動が行われるよう進めてまいります。

以上で、教育関係の主な行政報告を終わります。

○議長（本田 学君） これで、行政報告を終わります。

ただいまの報告に係る一般質問の通告は、本日正午までに提出してください。

◎開議宣告

○議長（本田 学君） これから、本日の開議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（本田 学君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、3番、久保議員、4番、谷議員を指名します。

◎日程第2 会期の決定

○議長（本田 学君） 日程第2 会期の決定の件を議題にします。

本件については6月3日に議会運営委員会を開催し、本定例会の運営について協議しておりますので、副委員長より報告を求めます。

中村副委員長。

○1番（中村佳代子君）〔登壇〕 令和4年陸別町議会6月定例会の運営について、6月3日に開催しました議会運営委員会において慎重に協議いたしましたので、その結果について報告いたします。

今定例会において、町長から事前に配付のありました議案は、規約の変更、3件、工事請負契約の締結、1件、条例の一部改正、5件、補正予算、4会計の合わせて13件

であります。

議会関係では、一般質問3名、意見書案1件及び委員会の閉会中の継続調査についてを予定しております。

会期につきましては、議案の件数、内容等を総合的に勘案し、協議の結果、お手元にお配りしております予定表のとおり、本日から6月10日までの4日間とすることに決定いたしました。

なお、6月9日と6月10日につきましては予備の日とし、予定表のとおり議事が進行しなかった場合に限り、会議を開くことに決定しました。

次に、議案の一括議題についてであります。議事の能率化を図る上から、提案理由が同一のものなどについては一括して行うことにいたしました。

議案第34号北海道市町村総合事務組合理約の変更から議案第36号北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更についてまでの3件と、議案第42号から議案第45号までの各会計補正予算4件については、提案理由の説明を一括として受けることとし、質疑、討論、採決はそれぞれの各議案及び各会計ごとに行うことといたしましたので御了承願います。

以上のとおりでありますので、議員各位におかれましては、特段の御理解と御協力をお願い申し上げ報告いたします。

○議長（本田 学君） お諮りします。

本定例会の会期は、ただいま議会運営副委員長からの報告のとおり、本日から6月10日までの4日間としたいと思っております。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から6月10日までの4日間とすることに決定しました。

次に、お諮りします。

一括議題等会議の進め方については、議会運営副委員長の報告のとおり行うことに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 異議なしと認め、そのように行うことに決定しました。

◎日程第3 議案第34号北海道市町村総合事務組合理約の変更について

◎日程第4 議案第35号北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について

◎日程第5 議案第36号北海道町村議会議員公務災害保障等組合理約の変更について

○議長（本田 学君） 日程第3 議案第34号北海道市町村総合事務組合理約の変更についてから、日程第5 議案第36号北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の

変更についてまでの3件を、関連あるものとして一括議題とします。

なお、質疑、討論、採決は議案ごとに行いますので、あらかじめ御了承願います。

提案理由の説明を求めます。

野尻町長。

○町長（野尻秀隆君）〔登壇〕 議案第34号北海道市町村総合事務組合規約の変更についてですが、上川中部福祉事務組合の加入に伴いまして、北海道市町村総合事務組合規約の別表第1及び別表第2を変更することについて協議がありましたので、議会の議決を求めるものであります。

続きまして、議案第35号北海道市町村職員退職手当組合規約の変更についてですが、議案第34号と同じく、上川中部福祉事務組合の加入に伴いまして、北海道市町村職員退職手当組合規約の別表を変更することについて協議がありましたので、議会の議決を求めるものであります。

続きまして、議案第36号北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更についてですが、前議案と同じく、上川中部福祉事務組合の加入に伴いまして、北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の別表第1を変更することについて協議がありましたので、議会の議決を求めるものであります。

以上、議案第34号から議案第36号まで、3件を一括提案させていただきます。

内容につきましては、総務課長に説明させたいと思いますので、御審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（本田 学君） 今村総務課長。

○総務課長（今村保広君） それでは、議案第34号から議案第36号まで、3件を一括して説明いたします。

議案書1ページをお開きください。

まず、議案第34号北海道市町村総合事務組合規約の変更について。

地方自治法第286条第1項の規定により、北海道市町村総合事務組合規約を次のように変更する。

今回の北海道市町村総合事務組合規約の一部変更につきましては、本町が加入している北海道市町村総合事務組合に上川中部福祉事務組合が新たに加入することに伴いまして、規約の別表第1及び別表第2を改正する必要性が生じたため協議するものでございます。

それでは、議案説明書資料ナンバー1の新旧対照表を御参照ください。

右が現行で、左が改正案でございます。下線が引かれている箇所が今回の改正箇所となっております。

まず、別表第1の上川振興局の項中、「上川広域滞納整理機構」の次に「、上川中部福祉事務組合」を追加し、加入団体数を「（30）」から「（31）」に変更いたします。

次に、別表第2の9、地方公務員災害補償法の項中、「上川広域滞納整理機構」の次に「上川中部福祉事務組合」を追加するものでございます。

それでは、議案集の1ページにお戻りください。

規約の一部変更の内容につきましては、ただいま説明したとおりでありますので、条文の朗読は省略し、附則を読み上げます。

附則。

この規約は、地方自治法第286条第1項の規定により北海道知事の許可の日から施行するであります。

地方自治法第286条第1項といたすのは、一部事務組合はこれを組織する地方公共団体の数を増減し、もしくは共同処理する事務を変更し、または一部事務組合の規約を変更しようとするときは関係地方公共団体の協議によりこれを定め、都道府県の加入する者にあつては総務大臣、その他の者にあつては都道府県知事の許可を受けなければならないと規定されておりますことから、議会の議決を求めるものでございます。

続きまして、議案第35号の説明に移りたいと思います。

議案書2ページをお開きください。

議案第35号北海道市町村職員退職手当組合格約の変更について。

地方自治法第286条第1項の規定により、北海道市町村退職手当組合格約を次のとおり変更する。

この北海道市町村退職手当組合格約の一部変更につきましても、先ほど説明しました北海道市町村総合事務組合格約の一部変更と同様に、本町が加入している北海道市町村職員退職手当組合の構成団体の新規加入に伴いまして、規約の別表について改正する必要がありますため協議するものでございます。

それでは、議案説明書資料ナンバー2の新旧対照表を御参照ください。

こちら右が現行で、左が改正案で、下線が引かれている箇所が今回の改正箇所となっております。

別表(2)一部事務組合及び広域連合の表の項中に、「富良野広域連合」の次に「上川中部福祉事務組合」を追加するものでございます。

それでは、議案集の2ページにお戻りください。

規約の一部変更の内容につきましては、ただいま説明したとおりでありますので、条文の朗読は省略し、附則を読み上げます。

附則。

この規約は、地方自治法第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行するでございます。

地方自治法第286条第1項につきましては、先ほど議案第34号で説明したとおりでございますので、本件についても議会の議決を求めるものでございます。

続きまして、議案第36号、議案書3ページをお開きください。

議案第36号北海道町村議会議員公務災害補償等組合格約の変更について。

地方自治法第286条第1項の規定により、北海道町村議会議員公務災害補償等組合格約を次のように変更する。

この北海道町村議会議員公務災害補償等組合格約の一部変更につきましても、先に説明しました北海道市町村総合事務組合及び北海道市町村職員退職手当組合格約の一部変更と同様に本町が加入しております北海道町村議会議員公務災害補償等組合の構成団体の新規加入に伴いまして、規約の別表について改正する必要があるため協議するものでございます。

それでは、議案説明書資料ナンバー3の新旧対照表を御参照ください。

右が現行で、左が改正案、下線が引かれている箇所が今回の改正箇所となっております。

別表第1中、「とかち広域消防事務組合」の次に、「上川中部福祉事務組合」を追加するものでございます。

それでは、議案集の3ページにお戻りください。

規約の一部変更の内容につきましては、ただいま説明したとおりでございますので、条文の朗読は省略し、附則を読み上げます。

附則。

この規約は、地方自治法第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行するでございます。

以上で、議案第34号から議案第36号の説明とさせていただきます、以降、御質問によりお答えいたしますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（本田 学君） これから、議案第34号の質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 質疑なしと認め、これで終わります。

これから、議案第34号の討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第34号北海道市町村総合事務組合格約の変更についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 異議なしと認めます。したがって議案第34号は、原案のとおり可決されました。

○議長（本田 学君） これから、議案第35号の質疑を行います。質疑ありませんか。

か。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(本田 学君) 質疑なしと認め、これで終わります。

これから、議案第35号の討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(本田 学君) 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第35号北海道市町村職員退職手当組合理約の変更についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(本田 学君) 異議なしと認めます。したがって議案第35号は、原案のとおり可決されました。

○議長(本田 学君) これから、議案第36号の質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(本田 学君) 質疑なしと認め、これで終わります。

これから、議案第36号の討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(本田 学君) 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第36号北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(本田 学君) 異議なしと認めます。したがって議案第36号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第37号職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

○議長(本田 学君) 日程第6 議案第37号職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

野尻町長。

○町長(野尻秀隆君)〔登壇〕 議案第37号職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてですが、人事院規則19-0職員の育児休業等の一部を改正する

人事院規則の施行等に伴いまして、所要の改正を行おうとするものであります。

内容につきましては、総務課長に説明させたいと思いますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（本田 学君） 今村総務課長。

○総務課長（今村保広君） それでは、議案第37号職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を御説明いたします。

議案書4ページを御覧ください。

職員の育児休業等に関する条例の一部を次のように改正する。

本改正の趣旨は、非常勤職員の育児休業の取得要件のうち、在職期間が1年以上との要件を削除するとともに、育児休業を取得しやすい勤務環境の整備について、必要な事項について定めるものでございます。

議案説明書資料の新旧対照表によって御説明いたします。資料ナンバー4-1及び4-2を御参照ください。

下線を引いている部分が改正部分となります。

主な改正内容を申し上げます。

まず、第2条の改正は、非常勤職員が育児休業を取得するために、在職期間が1年以上必要であるとの制限を削除するものでございます。

続きまして、第17条の改正は、非常勤職員が部分休業を取得するために在職期間が同じく1年以上必要であるとの制限を第2条の改正と同じく削除するものでございます。

第21条から第22条については、いずれも育児休業を取得するための勤務環境整備に関するものを定めるものでございます。

以上が人事院規則の改正に合わせての改正となります。

議案集4ページにお戻りください。

条例の一部改正の内容につきましては、ただいま説明したとおりでございますので、条文の朗読は省略し、附則を読み上げたいと思います。

附則。

この条例は、公布の日から施行し、令和4年4月1日から適用するでございます。

以上で、議案第37号の説明とさせていただきます、以降、御質問によりお答えしますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（本田 学君） これから、質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 質疑なしと認め、これで終わります。

これから、討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第37号職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(本田 学君) 異議なしと認めます。したがって議案第37号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第38号町税条例等の一部を改正する条例

○議長(本田 学君) 日程第7 議案第38号町税条例等の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

野尻町長。

○町長(野尻秀隆君)〔登壇〕 議案第38号町税条例等の一部を改正する条例についてですが、地方税法等の一部を改正する法律の施行等に伴いまして、所要の改正を行おうとするものであります。

内容につきましては、町民課長に説明させたいと思いますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長(本田 学君) 棟方町民課長。

○町民課長(棟方勝則君) それでは、議案第38号を説明いたします。

町税条例等の一部を改正する条例です。

議案説明書、資料ナンバー5-1をお開きください。改正の概要になっています。

今回の町税条例等の改正につきましては、第1条で町税条例の改正を、第2条で令和3年6月に公布された町税条例等の一部を改正する条例の改正となっております。

改正が多岐にわたっておりますので、要点のみ、特に当町に関係ある部分のみの説明をさせていただきます。また、法律の改正等による条項のずれについては、説明を省略させていただきます。

まず、第1条による改正です。公布の日の施行で、適用が令和4年4月1日です。番号1から番号3になっています。

この中で、番号2、固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告に係る規定の改正であります。省エネ改修工事を行った住宅に係る特例の拡充であります。改正後、改正前とも記載のとおりであります。

番号3、宅地等に対する課税ですが、当町、商業地ありませんので、これは該当しません。

続きまして、資料ナンバー5-2になります。

令和5年1月1日施行分です。番号1から番号3まであります。

この中で、番号3、個人町民税に係る住宅借入金等特別税額控除に係る規定の改正です。これにつきましては、住宅ローンの控除適用期限が令和7年末まで、4年間の延長となっています。控除期間につきましても、従来の10年から13年に延長になっています。

続きまして、令和6年1月1日施行分です。番号1から、資料ナンバー5-3、番号6までです。

これは、課税方式の変更による規定の整備であります。

続きまして、資料ナンバー5-4、民法等の一部を改正する法律、附則第1条第2号に係る規定の施行の日、施行分であります。番号1から番号3です。

これは手数料の徴収に係る規定の整備であります。

続きまして、第2条による改正分です。令和5年4月1日施行分です。

資料ナンバー5-4の令和5年4月1日分と、資料ナンバー5-5、令和6年4月1日施行の2件ですが、軽微な変更となっております。

資料ナンバー5-6、5-7には我が町特例に係る新旧対照表がついております。

地方税法の改正による条項のずれを修正しております。

資料ナンバー6-1から6-12には、第1条の改正による新旧対照表をつけております。また、資料ナンバー7には、第2条の改正による新旧対照表をつけております。後に御覧ください。

以上で、資料の説明といたします。

議案書に戻ります。

本文及び附則については、資料で説明したとおりであります。

以上で、議案第38号の説明といたします。以後、質問によりお答えしてまいりますので、御審議お願いいたします。

○議長（本田 学君） これから、質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 質疑なしと認め、これで終わります。

これから、討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第38号町税条例等の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 異議なしと認めます。したがって議案第38号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第39号固定資産税の課税免除の特例に関する条例の一部を
改正する条例

○議長（本田 学君） 日程第8 議案第39号固定資産税の課税免除の特例に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

野尻町長。

○町長（野尻秀隆君）〔登壇〕 議案第39号固定資産税の課税免除の特例に関する条例の一部を改正する条例についてですが、所得税法等の一部を改正する法律の施行等に伴いまして、所要の改正を行おうとするものであります。

内容につきましては、町民課長に説明させたいと思いますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（本田 学君） 棟方町民課長。

○町民課長（棟方勝則君） 議案第39号固定資産税の課税免除の特例に関する条例の一部を改正する条例。

固定資産税の課税免除の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「第12条第3項の表の第1号」を「第12条第4項の表の第1号」に、「第45条第2項の表の第1号」を「第45条第3項の表の第1号」に、「第28条の9第10項」を「第28条の9第10項第1号」に改める。

この条例は、昨年9月に新しい過疎法を踏まえて制定したもので、製造業、情報サービス業、農林水産等販売業、旅館業の4業種について、取得した固定資産税について課税免除して定めたものであります。

今回、条例において引用する租税特別措置法が改正されたことにより、条文の改正を行うものであります。

なお、この条例において課税免除になった資産の取得は今までありません。

資料ナンバー8に新旧対照表をつけておりますので、後に御覧ください。

附則を読み上げます。

附則。

この条例は、公布の日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

以上で、議案第39号の説明といたします。以後、御質問によりお答えしてまいりますので、御審議お願いいたします。

○議長（本田 学君） これから、質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 質疑なしと認め、これで終わります。

これから、討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(本田 学君) 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第39号固定資産税の課税免除の特例に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(本田 学君) 異議なしと認めます。したがって議案第39号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第40号陸別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

○議長(本田 学君) 日程第9 議案第40号陸別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

野尻町長。

○町長(野尻秀隆君)〔登壇〕 議案第40号陸別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてですが、地方税法等の一部を改正する法律の施行等に伴いまして、所要の改正を行おうとするものであります。

内容につきましては、町民課長に説明させたいと思いますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長(本田 学君) 棟方町民課長。

○町民課長(棟方勝則君) 議案第40号陸別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

陸別町国民健康保険税条例の一部を次のように改正する。

議案説明書、資料ナンバー9をお開きください。改正の概要です。

今回は、税率の改正を行わず、限度額の改正のみであります。

医療分は現行63万円から2万円増の65万円、支援金分は現行19万円から1万円増の20万円、介護分は変更ありません。合計で現行99万円から3万円増の102万円となります。

現在、国民健康保険の加入世帯353世帯、被保険者数552人ですが、そのうち、この限度額に該当する世帯は25世帯、76人になります。割合では7.1%になります。

資料の下段に過去10年間の限度額の推移を載せてあります。また、資料ナンバー10-1から2に新旧対照表を載せてありますので、後に御覧ください。

なお、改正内容につきましては、陸別町国民健康保険運営協議会において書面議決に

より承認を得ております。

以上で、議案資料の説明といたしまして、議案集に戻ります。

改正内容は説明のとおりでありますので、附則を読み上げます。

附則。

施行期日。

1、この条例は、公布の日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

適用区分。

2、この条例による改正後の陸別町国民健康保険税条例の規定は、令和4年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和3年度分までの国民健康保険税条例については、なお従前の例による。

以上で、議案第40号の説明といたします。以後、御質問によりお答えしてまいりますので、御審議お願いいたします。

○議長（本田 学君） これから、質疑を行います。質疑ありませんか。

3番久保議員。

○3番（久保広幸君） それでは、質問させていただきます。

今回の提案にはないわけではありますが、新型コロナウイルス感染症の影響による国保税の減免の特例についてであります。この取扱いにつきましては、一昨年度はこの時期の国民健康保険税条例の改正に合わせて、附則に1項加える形で、その年度に限った対応を行っておりました。そして、昨年度は条例を改正する提案がありませんでしたので、その取扱いを質問させていただきました。その際のお答えは、4月1日以降は新しい情報はないと。したがって、国保税の発布までの間に情報があれば検討したいということでありました。

しかしながら、実態は昨年10月の広報りくべつで町民に周知されておりますように、条例の改正は行わずに、この特例が実施されておりますので、条例の改正に変えて新たな要綱等を制定して対応されたものと思っておりますが、この経緯を踏まえまして、今年度の対応をどのようにするのかお伺いいたします。

○議長（本田 学君） 棟方町民課長。

○町民課長（棟方勝則君） 新型コロナに関する国保減免につきましては、令和2年度に条例改正を行いまして、減免の規定をつくっています。減免の規定は、この条例の第25条の2第1項に減免の規定があるのですが、その中に第4号を新しく変えまして、前後に掲げるもののほか、特別な事由があるものということにしています。この条文をもって減免としております。令和2年度につきましては、その減免を明確にするために附則を設けていまして、附則で令和2年度に限ってと設けていまして、同時に要綱をつくっています。要綱を令和2年度につくっていまして、その要綱でもって適用しているのですが、令和3年度につきましても、要綱の改正を行いまして適用させております。本年度も要綱を改正する予定で、それを引き続き提供するという予定でおります。

以上です。

○議長（本田 学君） 3番久保議員。

○3番（久保広幸君） ただいまの答弁で、本則の特別な事情というものを加えたということでありました。したがって、そうなりますと、本則を改正しているということでもありますから今後も対応が可能と、そのような理解でよろしいか伺いたします。

○議長（本田 学君） 棟方町民課長。

○町民課長（棟方勝則君） その予定であります。

以上です。

○議長（本田 学君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第40号陸別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 異議なしと認めます。したがって議案第40号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第41号陸別町介護保険条例の一部を改正する条例

○議長（本田 学君） 日程第10 議案第41号陸別町介護保険条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

野尻町長。

○町長（野尻秀隆君）〔登壇〕 議案第41号陸別町介護保険条例の一部を改正する条例についてですが、新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少したことなどによる介護保険料の減免措置に対応するため、所要の改正を行おうとするものであります。

内容につきましては、保健福祉センター次長に説明させたいと思いますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（本田 学君） 空井保健福祉センター次長。

○保健福祉センター次長（空井猛壽君） それでは、議案第41号陸別町介護保険条例の一部改正について、御説明を申し上げます。

今回の一部改正につきましては、新型コロナウイルス感染症により収入が減少したこと等による介護保険の第1号保険料、つまり65歳以上の第1号被保険者の保険料に対する減免措置に関する規定を設けようとするものでございます。

この減免措置に対しましては、国の特別交付金により減免額の一部を財政支援することとされているところではございますが、新型コロナウイルス感染症を起因とする減免措置を行うこととする条項が条例に規定されていることが財政支援の要件となっておりますことから、今回必要な条文を整備しようとするものでございます。

それでは、新旧対照表を用いて説明させていただきたいと存じますので、議案説明書資料ナンバー11をお開きください。

新旧対照表につきましては、右側が現行条例、左側が今回改正しようとする改正後の条文を掲載しております。

本文第8条では、保険料の減免に関する規定を設けております。記載のとおり、現行条例では災害、主たる生計者の死亡、障害、事業の休廃止、損失、不作、不漁による収入減少に対する減免措置を設けているところでございます。

今回の改正にあつては、第1項、第5項として、全各号に掲げるもののほか、特別の事情があることを追加いたしまして、今回の感染症に対する事態に対応するほか、今後も起こるであろう不測の事態に備えるために追加の減免規定を整備しようとするものでございます。

次に、改正附則についてでございますけれども、冒頭説明させていただきました国の特別調整交付金による財政支援を受けるために、コロナをキーワードとした条文を整備しようとするものでありまして、現在進行形の新型コロナウイルス感染症を特定するための文言を組み込んでおりますので、感染症に関する条文となっていることを御了承いただきたいと存じます。

現行の本則中、第8条第2項の規定では、この減免申請の提出期限について規定をされているところでございます。資料はございませんので口頭で説明させていただきますが、申請書の提出期限につきましては普通徴収、窓口払いによる場合は納期限まで。それから、特別徴収、年金からの源泉徴収で納付していただく方につきましては、年金支給月の2か月前の15日までに減免の申請を行うという規定となっております。

今回の感染症に関わる件につきましては、予測不能な事案でもありますことから、町長が別に定める期限とすることができる特例を設けたところでございます。

それでは、議案書13ページにお戻りください。

今回の改正内容につきましては、ただいま新旧対照表を用いて説明をさせていただきましたので、改正条文の説明、朗読は割愛をさせていただきます。

附則でございます。

この条例は、公布の日から施行し、令和4年4月1日から適用するでございます。

以上で、議案第41号の説明とさせていただきます。以降、御質問によってお答えをさせていただきますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（本田 学君） これから、質疑を行います。質疑ありませんか。

3番久保議員。

○3番（久保広幸君） ただいまの提案説明の中で、新たな措置ということで、今年度に制定したというものでありますが、この減免につきましては、前の議案の国民健康保険税、それから後期高齢者医療保険料と同様にコロナウイルス感染症の影響による収入が減少したことに対応するものでありますが、ほかの町村では国等の通知に基づきまして、一昨年度から実施しているのが多いわけですが、当町はこれまで対応してこなかったことについて何か理由があるのかお伺いいたします。

○議長（本田 学君） 空井保健福祉センター次長。

○保健福祉センター次長（空井猛壽君） ただいまの御質問でございますけれども、今回新たな措置として条例を改正するということに対する御質問でありましたけれども、これまで新旧対照表にも掲載をしておりますが、第8条の規定によりまして、災害ですとか、死亡、障害、事業の休廃止、損失等々の要因によりまして収入が減少したことによって保険料を減免することができる規定を既に設けておりました。この現行条文におきましては、新型コロナウイルスという感染症の名称については明記されておられませんけれども、例えばコロナに感染した、もしくは緊急事態宣言等が出されて収入が減ったというような場合は、この第8条の第3号、こちらのほうを適用し、減免措置がこれまでもできたものと解釈をしております。

なお、今回の一部改正の主たる目的といたしましては、御説明でも申し上げましたけれども、このコロナに起因する保険料の減免を行った際に、国の特別調整交付金によって一部財政支援がされるということもございまして、財政措置を受けるためには介護保険条例内に新型コロナウイルス感染症による収入減少に伴う保険料の減免という文言を規定をしなければこの財政措置を受けられないというような中身でございましたので、今回新型コロナウイルス感染症という文言を追加する形で改正をさせていただくものでございます。

以上でございます。

○議長（本田 学君） 3番久保議員。

○3番（久保広幸君） これまでの対応につきましては、現行の条例の中で対応できたという答弁だったと思います。現実に対応してきたのかということでもあります。

もう1点、附則の改正であります。コロナウイルスの感染症につきましては、予測不能ということで町長が別に定める期限ということも加えたということで、規定したということではありますが、先ほど普通徴収、特別徴収の期限が説明ありましたが、このコ

ロナに関しては、もっとかみ砕いて言いますと、例えば遡って対応できるというような規定も町長が別に定める期限という中に含まれるという考えなのかお伺いいたします。

○議長（本田 学君） 空井保健福祉センター次長。

○保健福祉センター次長（空井猛壽君） まず1点目のこれまで減免の対応をされたかどうかという御質問でありますけれども、これまでの間、被保険者の方から保険料の減免に対する御相談等は現時点で寄せられていない状況でございます、対応は行っておられないという状況になっております。

それから、2点目の期限の設定に関する、遡りができるかどうかというところでございますが、今回の条例改正につきましては、含め、今回の減免に関するものにつきましては、令和4年、すみません、説明を訂正をさせていただきます。2点目の御質問に関しましては、この後、要綱を作成をいたしまして、そこで詳しい中身を、手続に関する部分ですとか、ただいま御質問のあった減免の範囲等々を規定した要綱をこの後定めることとしておりますので、そちらのほうで明記をさせていただきたいと考えておるところでございます。

以上です。

○議長（本田 学君） 3番久保議員。

○3番（久保広幸君） 今質問した最初のほうのこれまでに減免の申請はなかったということでありましたが、先ほど申し上げましたように、一昨年、昨年と国民健康保険税については広報りくべつで周知していたわけではありますが、少なくとも介護保険料のことは周知されていなかったと思います。それから、後期高齢者医療保険料についても、それらを含めて、今年はきちんと三つとも周知するのだろうと思っておりますが、そのような理解でよろしいでしょうか。

○議長（本田 学君） 空井保健福祉センター次長。

○保健福祉センター次長（空井猛壽君） 確かにコロナウイルス感染症に伴います収入の減少による保険料の減免に関する広報周知は、残念ながら行ってきませんでしたので、ここで反省をさせていただきたいと思っております。今後につきましては、今回この条例の一部改正を受けまして、保険料の減免に関する周知を改めて広報、ホームページ等を通じて周知をさせていただきたいと考えておりますので、御理解よろしくお願いたします。

以上です。

○議長（本田 学君） ほかに。

4番谷議員

○4番（谷 郁司君） この減免に関して一般質問でもやったのですが、それは数字上の問題で、今回の減免を受ける上でのプロセス、今、久保議員が質問した中でお答えをいただいたのですが、ちょっと腑に落ちないのは、結局日本の、我々国民が予期しない税金については年金から引き落としされると。しかし、今度逆にこれをもらう場

合、国民が、申請主義というのか、必ず本人が申請しないと当たらないと、そういった仕組みは僕は非常にちぐはぐだと思うのです。今、答弁の中でも申請がない、いろいろ告知していても申請がないという言い方したけれども、当然この減免を受ける場合には本人の自覚ももちろんそうなのですから、あなたはこういうふうにして減免の対象になりますので申請してくださいという、これは行政サービスとしてのプロセスが必要ではないかなと思うのですけれども、そういう促すというのですか、本人が申請するまで待つというのではない方法を探ることが、より町民に対する開かれたというか、町民のためになる行政だと思うのですけれども、その辺についての対応の姿勢というのとはどんなものでしょうか。

○議長（本田 学君） 早坂副町長。

○副町長（早坂政志君） まず、減免の関係で、これまで介護保険のほうについては、収入が減少した場合には申請をしていただいて減免する措置がありますので、コロナだけで減少したのではということにはならないと思うのです。全体の中で、どんな状況でも収入が減少すれば減免措置がありますよということは、これは御承知のことかなと思うのです。

それと、今言いましたように、こちらからアクションを起こすということですが、個人の所得等については、個人情報で厳密に管理されていると思いますので、介護保険の担当がその所得を、個人個人を調べて、その上で通知するということは、これはできないことであると思いますので、この辺については御理解いただきたいと思います。

以上であります。

○議長（本田 学君） 4番谷議員

○4番（谷 郁司君） 今までも、例えば今回のコロナに関して、国から一人10万円、それと低所得者云々というか、そういうくくりの中で、あなたは該当するので申請してくださいというような、そういう方法も取ってきたと思うので、基本的には、要するに本人がこういう行政手続というのはすごく複雑だけれども、やはりいざ町民がもらう段階においては、あくまでも申請主義でやられて、そして税金の場合でも、特に介護保険なども通告されて、本人の年金口座から引き取りだか、引き抜きと違って落とされるのですよね。本人の意思がある、ないに関わらず。だから、その辺、やはり町民のための行政サービスとして、今、本人の情報を知り得ることは個人情報とは言うけれども、住民サービスのためにという基本の中で、簡単に言えば該当すると言ってしまえば問題なのかもしれないけれども、しそうなので申請したほうがいいみたな、そういうサービスも必要ではないかということを私は言っているわけなのですから、その辺についてはどうですか。

○議長（本田 学君） 早坂副町長。

○副町長（早坂政志君） 先ほど議員言われました、給付金に関しては、国の法律のほうで、その辺を特定して、通知できるようにされているのです。この件について

は、介護保険法も絡んでくると思うのですが、情報を収集する手立てがないというのが実際でありますので、あとは広報等で、先ほどこちらのほうの手落ちもあるということもありますが、広報等で該当しそうな方はお申し出ください、御相談くださいという通知をするということになろうかなと思いますので、その辺については、個々の対応として検討していきたいと思います。

以上であります。

○議長（本田 学君） 4番谷議員

○4番（谷 郁司君） そういうことで、そういう該当しそうな人も含めて、情報が確定的にしますのではなくて、しそうなので、ここらあたりについては申込みというか相談に来てくださいくらいの促しはしたほうがいいと思うのですけれども、それについて今のところないような担当のほうから話あったけれども、そういう促しということは当然、日々、町民の方でも、あるいは高齢者でも、一般の国民健康保険の場合は自営業者ですので、日々忙しくて、そういうのができない中で、やはり受け取っていくスタイルを促す方法で申請を促すというのですか、そういう方法をやはり取ることも行政サービスの一つだと思うので、今後そういうことをやってほしいということを望みまして、質問として終わります。

○議長（本田 学君） 早坂副町長。

○副町長（早坂政志君） 本件で、今の御意見があったのかと思いますので、これに関わらず、ほかのことでも十分周知ができるように注意しながら行っていきたいと思いません。

以上であります。

○議長（本田 学君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第41号陸別町介護保険条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 異議なしと認めます。したがって議案第41号は、原案のとおり可決されました。

11時25分まで休憩します。

休憩 午前11時07分

再開 午前11時23分

○議長（本田 学君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第 1 1 議案第 4 2 号令和 4 年度陸別町一般会計補正予算（第 2 号）

◎日程第 1 2 議案第 4 3 号令和 4 年度陸別町国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算（第 1 号）

◎日程第 1 3 議案第 4 4 号令和 4 年度陸別町簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号）

◎日程第 1 4 議案第 4 5 号令和 4 年度陸別町公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）

○議長（本田 学君） 日程第 1 1 議案第 4 2 号令和 4 年度陸別町一般会計補正予算（第 2 号）から日程第 1 4 議案第 4 5 号令和 4 年度陸別町公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）まで、4 件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

野尻町長。

○町長（野尻秀隆君）〔登壇〕 議案第 4 2 号令和 4 年度陸別町一般会計補正予算（第 2 号）ですが、規定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 5,770 万 1,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 5 億 3,399 万 1,000 円とするものであります。

続きまして、議案第 4 3 号令和 4 年度陸別町国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算（第 1 号）ですが、規定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 9 億 5 万 2,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3 億 4,987 万 4,000 円とするものであります。

続きまして、議案第 4 4 号令和 4 年度陸別町簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号）ですが、規定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 億 1 千 6 万 9,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 億 6 億 6 万 7 千 5,000 円とするものであります。

続きまして、議案第 4 5 号令和 4 年度陸別町公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）ですが、規定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 5 億 3 千 9 万 3,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 億 3 千 3 万 4 千 1 万 7,000 円とするものであります。

以上、議案第 4 2 号から議案第 4 5 号の 4 件を一括して提案いたします。

内容につきましては、副町長から説明申し上げますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（本田 学君） 早坂副町長。

○副町長（早坂政志君） それでは、議案第 4 2 号から議案第 4 5 号につきまして一括して説明をさせていただきます。

議案第42号から説明をいたしますので、議案書の1ページをお開きください。

議案第42号令和4年度陸別町の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条第2項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

地方債の補正。

第2条地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

これより、補正予算の内容につきまして、事項別明細書により説明をいたします。

9ページをお開きください。

初めに、一般会計の歳出の説明の前に歳出の全般的な説明となりますが、今回の補正予算におきましては、一般会計のほか、ほかの三つの特別会計におきましても、各科目の2節給料、3節職員手当等、4節共済費で予算を計上しておりますが、その内容につきましては、人事異動、それから扶養者等の異動などによるものであります。この人件費の部分につきましては、簡略に説明をさせていただきたいと思っておりますので、あらかじめ御承知をいただきたいと思います。

それでは、9ページの2、歳出から説明をいたします。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費は、654万1,000円の減額の補正であります。2節給料329万4,000円、3節職員手当等234万3,000円、4節共済費90万4,000円の減額であります。これは人事異動等によります計上となっております。このうち、一般職共済費の社会保険料等につきましては、再任用職員2名分の雇用保険であります。

5目財産管理費につきましては、24節積立金で119万8,000円の増額の補正であります。これは、各基金への積立金でありまして、ふるさと整備基金が指定寄附1件100万円とふるさと納税6件分、16万1,000円の合わせまして116万1,000円。

続きまして、10ページをお開きください。

ふるさと銀河線跡地活用等振興基金がふるさと納税3件分、3万7,000円となっております。

6目町有林野管理費は、11節役務費、森林環境保全整備事業の224万4,000円の増額の補正で、これにつきましては、事業費の積算の際に参考としております北海道の造林標準単価が公共工事設計労務単価の増額等に伴いまして増額改正されておりました。当初予算で計上しています下刈り、間伐の各事業費を見直そうとするものであります。

議案説明書、資料ナンバー12に歳入と歳出の補正額を積算した表をつけておりますので、後ほど御覧をいただきたいと思います。

次に、2項徴税費、1目税務総務費は、272万1,000円の減額の補正で、これは人事異動等によります、2節給料92万7,000円、3節職員手当等108万1,000円、4節共済費71万3,000円の減額の計上、次のページに移りまして、3項1目戸籍住民基本台帳費55万5,000円の減額の補正は、2節給料2万6,000円、3節職員手当等52万9,000円の減額で、こちらは給料月額の変更、それから扶養者の異動等によります計上であります。

続きまして、12ページに移ります。

4項選挙費、2目参議院議員選挙費は、8万9,000円の増額の補正で、これにつきましては、国からポスター区画数を12区画から16区画に4区画増やすように通知がありましたことから、ポスター掲示場の設置等の委託料を増額するものであります。同額が国の委託金として措置されます。

次に、3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費は290万7,000円の減額の補正で、2節給料179万8,000円、3節職員手当等172万3,000円、次のページ、4節共済費85万円の減額につきましては、人事異動等によります計上であります。

18節負担金補助及び交付金、全国新スマート物流推進協議会の負担金1万円につきましては、陸別町でのドローンの活用などによります新スマート物流について、全国の事例などを調査研究するために、この協議会に参加しようとするものであります。

22節償還金利子及び割引料の国庫補助金等返還金につきましては、住民税非課税世帯に対します臨時特別給付金事業の令和3年度事業費の確定によります返還金145万4,000円であります。

次に、2項児童福祉費、2目児童福祉施設費は281万円の減額の補正で、2節給料139万7,000円、4節職員手当等143万円の減額、14ページに移りまして、4節共済費43万4,000円の減額は人事異動等によります計上であります。

12節委託料の施設設備改修につきましては、陸別保育所の窓ガラスの取替え45万1,000円の計上であります。これにつきましては、ゴールデンウィーク中の開所日に2歳児の部屋の庭園側の飛散防止強化ペアガラス1枚が前面にひび割れが入っているのを確認しております。調査をしたところ、その原因については不明ということで、直ちに飛散防止用のフィルムを貼りまして、応急処置をしておりますが、早急に取り替える必要がありますので、取替費用を計上したところであります。

なお、この取替費用と同額を歳入の建物災害共済金として計上をしております。

3目児童措置費につきましては、157万3,000円の増額の補正であります。このうち90万7,000円につきましては、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金給付事業で、内容につきましては、資料により説明したいと思いますので、議案説明書、資料ナンバー13を御覧ください。

この制度につきましては、新型コロナウイルス感染症によります影響が長期化する中

で、食費等の物価高騰等に直面する低所得の子育て世帯に対し、特別給付金を支給することにより、その実情を踏まえた生活の支援を行うというものでありまして、支給対象者につきましては、申請が不要な方としまして、令和4年4月分の児童手当又は特別児童扶養手当の支給を受けている者であって、令和4年度分の住民税均等割が非課税である者。それから、申請が必要な方としまして、対象児童の養育者であって、令和4年度分の住民税均等割が非課税である者。新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、令和4年度分の住民税均等割が非課税である者と同様の事情にあると認められる者で、これは令和4年4月以降、令和5年2月末までに生まれる新生児も対象となります。

支給額は、児童一人当たり、一律5万円、支給方法は記載のとおりとなります。事業費につきましては、対象児童14名を見込みまして70万円、事務費は記載の内容で総額20万7,000円の計上で、事業費、事務費と同額を国が負担するという事業であります。

それでは、議案書14ページにお戻りください。

3節職員手当等は職員の時間外勤務手当4万円、10節需用費は、ファイルなどの消耗品費と封筒等の印刷製本費で6万7,000円、11節役務費は郵便料口座振替料で1万2,000円、18節負担金補助及び交付金はシステム改修に係る負担金8万8,000円と給付金の70万円の合わせまして78万8,000円で、この事業の総額が90万7,000円であります。

次のページに移りまして、22節償還金利子及び割引料ですが、令和3年度の子育て世帯への臨時特別給付金給付事業の確定によります事務費分の国庫補助金の返還金4万7,000円と令和3年度の子育て世帯生活支援特別給付金給付事業の確定によります事業費分55万円と事務費分6万9,000円の国庫補助金の返還金で、総額66万6,000円の計上であります。

次に、4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費は114万3,000円の減額の補正で、2節給料102万8,000円の減額、3節職員手当等65万5,000円の増額、4節共済費77万円の減額で人事異動等による計上であります。

16ページに移ります。

上から2行目の一般職共済費の社会保険料等につきましては、再任用職員1名分であります。

2目保健衛生施設費は、17節備品購入費で、平成25年に購入しました公衆浴場用の掃除機1台の更新2万2,000円の計上であります。

3目予防費は、951万3,000円の増額の補正で、これは新型コロナウイルスワクチン接種事業の4回目接種に係る必要な予算の計上であります。

まずは、議案説明書、資料ナンバー14を御覧ください。

これまでの当町におけますワクチン接種状況につきましては記載のとおりであります

が、4回目につきましては、約1,100人を見込んで計上しております。4回目の接種対象者は、3回目の接種を受けてから5か月を経過する60歳以上又は16歳以上60歳未満で基礎疾患を有する者、その他重症化リスクが高いと医師が認めるものとされております。

接種までの手続関係となりますが、18歳以上の3回目接種済み者全員に接種券を順次送付しまして、接種予約を受け付けたいと考えております。

接種費用につきましては、217万2,000円、事務費等に係る費用は734万1,000円で総額951万3,000円の計上、接種費、事務費と同額を国が負担するという事業であります。

それでは、議案書16ページにお戻りください。

1節報酬20万1,000円と4節共済費1,000円につきましては、会計年度任用職員の雇用に係る経費、10節需用費は消耗品費と封筒等の印刷製本費で8万1,000円、11節役務費は郵便料、それから町外の医療機関への受診に係る請求事務取扱手数料で21万6,000円、12節委託料はワクチンの接種費用217万2,000円と相談・予約窓口業務の委託で649万円の合わせまして866万2,000円であります。

18節負担金補助及び交付金は、システム改修に係る負担金で35万2,000円。

続きまして、4目環境衛生費、12節委託料は、仮称ではありますが、合同納骨塚の実施設計等424万6,000円の補正計上であります。

今回の予算計上に当たりましては、これまで議会におけます一般質問ですとか、自治会長会議等におけます要望等の経過がありまして、他町の視察を行い、仏教会との協議を経まして、今回地質調査、測量設計、積算などを行おうとするものであります。場所につきましては、平成21年度に新墓地予定として造成されました旧陸別保育所跡地を予定しております。

続きまして、5目診療所費、27節操出金は、国民健康保険直営診療施設勘定特別会計への操出金93万9,000円の増額の補正、3項2目水道費、27節操出金は簡易水道事業特別会計の操出金116万9,000円の増額の補正であります。

次に、6款農林水産業費、1項農業費、1目農業委員会は21万6,000円の減額の補正で、3節職員手当等の扶養者等の異動によります計上であります。

18ページに移ります。

2目農業総務費22万1,000円の増額の補正は、2節給料12万6,000円の減額、3節職員手当等29万6,000円の増額、4節共済費で5万1,000円の増額で、人事異動等によります計上であります。

4目畜産業費は、260万2,000円の増額の補正であります。

10節の需用費、食料費は、生乳生産調整対策事業用の牛乳の購入費用20万円、18節負担金補助及び交付金のうち、家畜防疫事業につきましては、陸別町家畜伝染病自衛防疫組合への負担金6万7,000円の計上でありまして、この事業につきましては、

家畜伝染病対策互助会により対応しているものでありますが、令和3年度分の精算に伴う不足分を町、農協、家畜飼養農家の3者で、それぞれ3分の1ずつ負担しているところの町分であります。

電力系統連携工事費負担金につきましては、北電が行いました令和3年度の工事費分の精算によりまして、北電から請求のありました233万5,000円の計上で、合わせて240万2,000円の補正であります。

19ページに移りまして、5目農地費、18節負担金補助及び交付金、道営土地改良事業地元負担金は、中陸別地区農道整備特別対策事業分700万円の増額の補正であります。これにつきましては、道のほうから資材等の高騰などによる事業費の見直しを含めました増加配分によりまして50%の地元負担金で、総事業費につきましては1,600万円から3,000万円に、1,400万円の増額となっております。

2項林業費、1目林業振興費は、18節負担金補助及び交付金1,104万6,000円の増額の補正であります。

一つ目の民有林造林促進事業であります。議案説明書、資料ナンバー15を御覧ください。

今回の補正につきましては、補助単価を改正しまして、当初との差額分を補正しようとするものでありまして、表の下のほうに理由を記載しておりますので御覧いただきたいと思いますが、苗木価格の上昇や下刈り作業の工程表の見直しに伴いまして、令和4年度の北海道造林事業標準単価が大幅に増額改正されたことで、所有者負担が大幅に増額となります。また、労務単価の上昇によりまして、除伐、保育間伐、枝打ちなどについても、所有者負担が増加傾向にありますことから、人工造林下刈り、除伐、保育間伐、枝打ちの補助単価を改正し、所有者負担の軽減を図ろうとするものでありまして、523万2,000円の増額の計上であります。

なお、資料につきましては、当初予算と改正案における補助単価と補助金の計上額の比較表としておりますので、後ほど御覧いただきたいと思っております。

それでは、議案書19ページにお戻りください。

次の森林作業道補修事業と私有林整備事業につきましては、森林環境譲与税事業であります。

まず、森林作業道補修事業は単価設定で参考としております森林土木事業の標準部掛表の改正などに伴いまして、補助単価を改正しようとするものでありまして、126万円の増額の計上、私有林整備事業につきましては、公共工事設計労務単価の増に伴います北海道造林事業標準単価の改正によりまして増額、それから申請件数の増によりまして455万4,000円の増額の計上であります。

これら、補助金につきましては、いずれも令和4年4月1日から適用使用とするものであります。

続きまして、7款1項商工費、1目商工総務費の213万9,000円の増額の補正で

ありますが、2節給料160万8,000円、3節職員手当等17万8,000円、20ページに移りまして、4節共済費35万3,000円の増額で、人事異動等によります計上であります。

2目商工振興費は、18節負担金補助及び交付金、プレミアム商品券発行事業補助金でありまして、2608万2,000円の増額の補正であります。

議案説明書、資料ナンバー16を御覧ください。

今般の国のコロナ禍におけます原油価格、物価高騰等の総合緊急対策を踏まえまして、当町における停滞する地域経済活動対策としまして、当初予算で計上しておりましたプレミアム商品券のプレミアム率について、さらに上乗せをして発行することで、町民生活への影響の軽減と地域経済の活性化を図ろうとするものであります。

実施主体は従来同様、陸別町商工会で、プレミアム率が当初予算で20%で年2回の各2,000セットの発行だったところを、加盟店共通券を40%としまして、3,800セット、飲食店限定券を50%としまして、600セットを年2回発行しまして、これは希望者全員が購入できるようにするものであります。

額面につきましては、4,800万円から1億1,540万円に、6,740万円の増。町の補助金につきましては、事務費を含めまして833万円から3,441万2,000円に2,608万2,000円の増額となります。

販売につきましては、昨年同様、予約販売としまして、購入上限につきましては、共通券を一人5セット、1世帯で10セットまで、飲食店限定券を1世帯5セットまでといたします。

それでは、議案書の20ページにお戻りください。

20ページの4項公園費、18節負担金補助及び交付金、技能講習受講料4万2,000円の増額の補正であります。これは人事異動により配置されました職員の車両系建設機械運転技能講習の受講料の計上であります。

21ページに移りまして、8款土木費、1項土木管理費、1目土木総務費は8万6,000円の増額の補正で、3節職員手当等5万3,000円、4節共済費3万3,000円の増額につきましては、人事異動等によります計上で、一般職共済費の社会保険料は再任用職員1名分であります。

5項1目下水道費、27節操出金は、公共下水道事業特別会計への操出金539万3,000円の減額の補正、続きまして、10款教育費、1項教育総務費、2目事務局費1,347万9,000円の増額の補正であります。

2節給料699万1,000円、3節職員手当等390万3,000円、それから22ページに移りまして、4節共済費258万5,000円の増額につきましては、人事異動等による計上で、一般職共済費の社会保険料は再任用職員2名分であります。

5項保健体育費、3目学校給食費370万3,000円の減額の補正は、2節給料118万8,000円、3節職員手当等189万円の減額、それから23ページに移りまし

て、4節共済費62万5,000円の減額も人事異動等によります計上であります。

24ページから27ページまで、給与費明細書を添付しておりますので、後ほど御覧いただきたいと思っております。

以上で、歳出を終わりました、次に歳入の説明に移ります。

5ページをお開きください。

1、歳入。

10款1項1目地方交付税、1節地方交付税、普通地方交付税につきましては、276万3,000円の増額の補正であります。地方交付税の補正後の内訳は、普通地方交付税が19億8,094万2,000円、特別地方交付税が当初と変わらず2億円で、合計21億8,094万2,000万円であります。令和3年度の普通地方交付税の決定額、22億282万8,000円と比較しますと、補正後の額との差額は、2億2,188万6,000円となります。

次に、14款国庫支出金、1項国庫負担金、2目衛生費負担金は、1節保健衛生費負担金の新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金217万2,000円の増額の補正で、歳出のワクチン接種委託料と同額の計上であります。

2項国庫補助金、1目総務費補助金2,398万2,000円の増額の補正は、1節総務管理費補助金の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金で、今般の国のコロナ禍における原油価格、物価高騰等、総合緊急対策の対応分としての追加配分であります。

今回の補正予算では、プレミアム商品券発行事業に充当しておりますが、当初予算を含めまして、該当する事業に配分しまして、全額の交付を受けたいと考えております。

2目民生費補助金90万7,000円の増額の補正は、2節児童福祉補助金で子育て世帯生活支援特別給付金事業費補助金で、歳出と同額の計上、3目衛生費補助金734万1,000円の増額の補正は、1節保健衛生費補助金の新型コロナウイルスワクチン接種の体制確保事業費国庫補助金で、事務費分の歳出と同額の計上であります。

6ページに移りまして、3項委託金、1目総務費委託金8万9,000円の増額の補正は、2節選挙費委託金の参議院議員選挙委託金で、ポスター区画数の増に伴う歳出と同額の計上、15款道支出金、2項道補助金、4目農林水産業費補助金29万1,000円の増額の補正は、2節林業費補助金の森林環境保全整備事業補助金で、北海道造林標準単価の改正によります事業費の増に伴う計上、3項委託金、3目農林水産業費委託金6万3,000円の減額の補正は、1節農業費委託金の陸別第2地区草地畜産基盤整備事業における監督等補助金委託金の確定見込みによります減額であります。

続きまして、17款1項寄附金、2目指定寄附金119万7,000円の増額の補正ですが、1節総務寄附金で、ふるさと整備資金の指定寄付金1件100万円と、ふるさと納税6件16万1,000円で、規定予算で計上の科目存置1,000円を除きまして、116万円の計上であります。ふるさと銀河線跡地活用等振興基金が、ふるさと納税3

件、3万7,000円の計上となっております。

続きまして、18款繰入金、2項基金繰入金、3目1節ふるさと整備基金繰入金は、墓地整備事業に充当のため250万円の補正、4目1節いきいき産業支援基金繰入金は、民有林造林促進事業に充当のため300万円の補正、11目1節森林環境譲与税基金繰入金は、森林環境譲与税事業に充当のため581万4,000円の補正であります。

20款諸収入、4項3目雑入50万8,000円の増額の補正は、7節雑入で再任用職員の雇用保険料個人負担金6名分、5万7,000円、建物災害共済金は陸別保育所のガラス破損に対する共済金、45万1,000円の計上であります。

21款1項町債、1目1節総務債は、過疎地域自立促進特別事業の限度額確定通知によります20万円の増額の補正、3目農林水産業債、1節農業債は、道営事業であります中陸別地区農道整備特別対策事業の追加配分によります700万円の増額の補正であります。

以上で、歳入を終わりました、次に4ページをお開きください。

予算書の4ページ、第2表地方債補正の変更であります。

起債の目的は、過疎対策事業債で、限度額が6億670万円から720万円の増の6億1,390万円に変更となります。

事業の内訳では、一つ目の欄の過疎地域自立促進特別事業で、6,070万円から20万円増の6,090万円に変更、四つ飛びまして、中陸別地区農道整備特別対策事業で800万円から700万円増の1,500万円に変更、利率につきましては、記載のとおり変更はございません。

以上で、議案第42号を終わりました、次に議案第43号の説明に移ります。

議案第43号令和4年度陸別町の国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

これより、事項別明細書により説明をいたします。

5ページをお開きください。

5ページは2の歳出であります。

1款総務費、1項施設管理費、1目一般管理費は95万2,000円の増額の補正であります。

3節職員手当等91万円、4節共済費4万2,000円は、いずれも人事異動等によります計上で、一般職共済費の社会保険料につきましては、再任用職員1名分であります。

6ページから9ページに給与費明細書がありますので、後ほど御覧をいただきたいと思っております。

以上で、歳出を終わりました、次に歳入の説明をいたします。

4ページを御覧ください。

5款繰入金、1項他会計繰入金、1目1節一般会計繰入金は、財政対策分で93万9,000円の増額の補正、7款諸収入、1項1目1節雑入の社会保険料等個人負担金は、再任用職員の雇用保険料1名分、1万3,000円の補正であります。

以上で、議案第43号の説明を終わりました、次に、議案第44号の説明に移ります。

議案第44号令和4年度陸別町の簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

それでは、事項別明細書で説明をいたします。

5ページをお開きください。

5ページの2、歳出。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費は116万9,000円の増額の補正であります。

2節給料16万6,000円の減額、3節職員手当等103万4,000円の増額、4節共済費29万7,000円の増額は、人事異動等によります計上、12節委託料4,000円は、水道法に基づく弁検査の1名増員分であります。

6ページから7ページに給与費明細書を付けておりますので、後ほど御覧ください。

以上で、歳出を終わりました、次に歳入の説明をいたします。

4ページを御覧ください。

3款繰入金、1項他会計繰入金、1目1節一般会計繰入金は、財政対策分の116万9,000円の増額で、歳出と同額の補正であります。

以上で、議案第44号を終わりました、次に、議案第45号の説明に移ります。

議案第45号令和4年度陸別町の公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

事項別明細書により説明をいたします。

5ページをお開きください。

5ページの2、歳出。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費は539万3,000円の減額の補正であります。

2 節給料 2 2 9 万 4, 0 0 0 円、3 節職員手当等 2 1 1 万 3, 0 0 0 円、4 節共済費 9 8 万 6, 0 0 0 円の減額につきましては、人事異動等によります計上であります。

こちら 6 ページから 7 ページに給与費明細書がありますので、後ほど御覧をいただきたいと思ひます。

続きまして、4 ページ、歳入の説明に移ります。

5 款繰入金、1 項他会計繰入金、1 目 1 節一般会計繰入金は、財政対策分 5 3 9 万 3, 0 0 0 円の減額で、歳出と同額の補正であります。

以上で、議案第 4 2 号から議案第 4 5 号までの説明を終わります。以後、御質問により、お答えいたしますので、御審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

以上であります。

○議長（本田 学君） 昼食のため、午後 1 時まで休憩します。

休憩 午後 0 時 0 0 分

再開 午後 1 時 0 0 分

○議長（本田 学君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これから、議案第 4 2 号令和 4 年度陸別町一般会計補正予算（第 2 号）の質疑を行います。

第 1 条歳入・歳出予算の補正のうち、歳出の逐条質疑を行います。

事項別明細書は、9 ページからを参照してください。

2 款総務費、9 ページから、3 款民生費、1 5 ページ中段まで。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 次に、4 款衛生費、1 5 ページ中段から、1 0 款教育費、最終 2 3 ページまで。

7 番渡辺議員。

○7 番（渡辺三義君） 2 0 ページ、2 目商工振興費、1 8 節負担金及び交付金の説明の中のプレミアム商品券発行事業について、ちょっと関連で質問いたします。

この事業については、町民の皆さんも利用度も高く、大変喜ばしい、有効活用されていると思ひます。そこで、このプレミアム商品券の動きについてですが、今まで購入された方の使い道ですが、全般として主にどのような業種に利用されてきたのか、その辺、分かる範囲でよろしいのですので、お願ひいたします。

○議長（本田 学君） 丹崎産業振興課長。

○産業振興課長（丹崎秀幸君） それでは、お答えいたします。

プレミアム付き商品券発行事業でございますけれども、令和 3 年度の実績の分析をした結果についてですけれども、使用実績といたしましては、主に食料品又は日用品といったものに多く使われております。使用の多かったお店のうち、食品小売業、上位 2 社で全体のおよそ 3 割を占めております。次いで、燃料販売業の順となっております。

す。

また、飲食店限定券というものがございますが、こちらにつきましては、提供内容によって金額に大きな差が生じておりますけれども、主に夜間中心の営業店での使用が多くなっております。

以上です。

○議長（本田 学君） ほかに。

4 番谷議員。

○4 番（谷 郁司君） 16 ページの3 目予防費、1 2 節委託費の関係のコロナのワクチンの関係なのですけれども、資料を見ると、今回4 回目を見込んだ予算でやられるのですけれども、今までの実績というか、例えば1 回目ファイザーは町民全体から見て何%、2 回目何%くらいが接種、3 回目は何%かと、それからモデルナについても1 回目か2 回目か3 回目のパーセント、それから、今国で奨励するというのか、いわゆる4 回目はノババックスというのか、それを4 回目に利用されているのですけれども、当町は今回ファイザー又はモデルナに予算を組んでいるわけなのですけれども、この新しい国産の関係で、今現在は入ってきてないと思うのですけれども、入る見込みがあるのかどうか、その辺について説明願います。

○議長（本田 学君） 空井保健福祉センター次長。

○保健福祉センター次長（空井猛壽君） まず1 点目のワクチン接種の接種率の関係でございますが、大変申し訳ありません。ただいま手元に資料がございませんので、ちょっとお答えは後にさせていただくことといたしまして、今回、4 回目接種に使用いたしますワクチンに関しましては、国の通知によりますとファイザー又はモデルナを使用するようにということで通知を受けているところでございます。

あと、国産製の、タケダ社製のノババックスに関する情報につきましては、現状ではまだ詳しいものが入ってきておりませんし、現在のところ、当町への配分に関しても通知はまだ到達しておりませんので、現状で詳しいことを申し上げる材料がございませんので、御理解をいただきたいと思っております。

○議長（本田 学君） 暫時休憩します。

休憩 午後1 時0 5 分

再開 午後1 時1 2 分

○議長（本田 学君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

空井保健福祉センター次長。

○保健福祉センター次長（空井猛壽君） それでは、先ほど答弁を先延ばししておりました接種率に関してお話をさせていただきます。

まず、モデルナとファイザーのそれぞれのワクチン、現在接種をしておりますが、残念ながらワクチンごとの接種率に関しては把握をしておりますので、全体的な回数ごとの接種率、こちらのほうをお知らせさせていただこうと考えております。

まず、1回目につきましては、全体で85.93%の方が接種を完了しております。2回目につきましては、85.71%。3回目につきましては、66.80%の接種率であります。この数字につきましては、昨日までに接種を行った人数から割り出した接種率となっておりますのでございます。

なお、1回目、2回目につきましては、ファイザー社製のワクチンを使用しております。3回目以降、モデルナワクチンも併用して接種をしておりますのでございます。

ワクチンを選択できるかどうかというところの御質問にお答えいたしますが、現在、ファイザーとモデルナのワクチンを使用していますが、双方の在庫がある間はどちらか一方を接種の申込時に選択をすることが現状できるようになっております。

それと、ノババックスのワクチンを選択できるかどうかというところでもありますけれども、現状ではまだ入荷の見込みが立っておられない部分もあります。他のワクチンとの在庫の関係もあり、現状モデルナとファイザーをどちらか一方を選択して接種できるというような流れを考えますと、新たなワクチンが入ってきた段階で既存の二つのワクチンに在庫があるようであれば、どちらか一方を選択できるような流れになるのではないかなということと考えておりますのでございます。

以上でございます。

○議長（本田 学君） 4番谷議員。

○4番（谷 郁司君） 深読み的な言い方をされるかもしれませんが、このワクチンについては、かなり国内の医療関係も含めて、打ったらだめだとか、打つことによってワクチンの後遺症が出てきていると。特に頭にそういう影響を及ぼすとか、子どもにとっては成長に及ぼすとか、いろいろなことを言われているのですけれども、簡単に言えば治験的なワクチンなので、今後いろいろな、ずっと経過して行って、重症化したり、あるいは亡くなっている方もいるという実態の中で、今後、国を相手に訴訟を起こすような動きもあるのです。

そういった中で、今のような押さえ方というのですか、モデルナは何人に打ったとか、あるいはファイザーは何人に打ったとか、何回打ったとかというのは、そういう実績のデータというか、記録だけは僕はちゃんと持っていたほうがいいと思うのです。ということは、そういうようなことが起きたときに、その人たちが、そしてそれも勘ぐりですけれども、コロナに罹ることによっても後遺症、これ一般質問でもやるつもりですけれども、そういうことがある中で、ワクチンによってもまた後遺症があるという、そういう実態がもし出てきたときのデータはちゃんと持っていないとだめだと思うので、陸別の2,500人のうちの打った人たちのデータだけは、きちんと僕は押さえておくというか、つくっておく必要があると思うので、その辺、鋭意努力して、仕事が大変だと思っておりますけれども、打った、打たないについてはちゃんと接種券も発行しておるから、実態は2,500人、全部打っても2,500人なのですけれども、そのうちの7割だから、そういう記録だけはきちんとつくっておいてほしいということを要望して、私

の質問を終わります。

○議長（本田 学君） 空井保健福祉センター次長。

○保健福祉センター次長（空井猛壽君） ただいま、町民の方の接種履歴、データで残すべきではないかという御意見でございましたが、現状におきましても、誰がいつ、どのワクチンを接種したかということで、データベース化して管理をさせていただいておりますので、先ほど御質問のモデルナとファイザーの接種率それぞれという話でありましたが、データは持っておりますけれども、そういった統計処理をしていなかった関係上から、現在ワクチン別の接種率というのがお話できなかつたことは大変申し訳ないと思います。

いずれにしましても、町民の接種履歴に関しましては、全てデータとして現在管理をしておりますし、これ以降も、4回目以降も合わせてデータ管理にしていくことで現在作業を進めているところでございます。

以上です。

○議長（本田 学君） ほかに。

3番久保議員。

○3番（久保広幸君） それでは、19ページの6款農林水産業費、2項林業費、1目林業振興費、18節負担金補助及び交付金1,104万6,000円の増額について伺います。

民有林造林促進事業につきましては、議案説明資料、ナンバー15に掲げられておりますように、当初予算額が3,400万5,000円です。それを今回補正において523万2,000円増額すると、そのように理解しております。同様に、森林作業道補修事業と私有林整備事業もそれぞれ126万円と455万4,000円を増額しようとするものでありますが、これは議案説明資料、ナンバー12に詳しい説明が記載されております。ただ、この議案説明資料、ナンバー12の森林環境譲与税事業の表のそれぞれの事業の当初の補助金額についてでありますから3月議会定例会において提案されました予算書の金額と見比べてみますと、森林作業道補修事業の当初の補助金額は1,932万円で、そのとおりであります。私有林整備事業の当初に計上されていた補助金は754万8,000円であったと認識しております。今回の当初の補助金額は727万1,178円でありますから、この差違、これをどのように理解すべきかお伺いいたします。

○議長（本田 学君） 丹崎産業振興課長。

○産業振興課長（丹崎秀幸君） お答えいたします。

森林環境譲与税事業の中の私有林整備についてでございますが、御指摘のとおり、当初予算における予算額総額は754万8,000円でございます。こちらにつきましては、私有林整備の総額ということでございます。円まで申し上げますと、754万7,988円でございます。今回の補正によります議案説明書資料、ナンバー12の中段の表

でございますけれども、こちらは今回の補正に関わる分のみの抽出した掲載とさせていただきます。したがって、補正の対象とならなかった事業区分で言いますと間伐がございますが、こちら面積1ヘクタールで、補助金としましては27万6,810円を予定してございますが、こちらがこの差ということで御理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（本田 学君） 3番久保議員。

○3番（久保広幸君） 今回のこの補正による増額は、作業の標準単価とか、苗木価格上昇ということだったのですが、ただいま答弁ありました間伐等は、この値上がり分には相当しないというような扱いで対象になっていないと、そのような理解ですか。

○議長（本田 学君） 丹崎産業振興課長。

○産業振興課長（丹崎秀幸君） 間伐につきましても、労務単価等の改正はありますが、間伐の場合は財が発生するということで、木材の売り払い、収入の面がございます。そういったこともありまして、補助の対象としては今回改正をしないと。木材価格の上昇率を見極めた上で判断したいと、このように考えております。

以上です。

○議長（本田 学君） 3番久保議員。

○3番（久保広幸君） 今回の増額補正についてであります。ただいま申し上げましたように、この理由は議案説明書資料、ナンバー15の下段、下のほうに記載されておりますように、事業の標準単価の改正、それから苗木価格上昇などに対応するものと、そういうことではあります。この歳出の増額に対応する歳入の取扱いではあります。森林環境譲与税事業については歳入が増額になることは考えられないのであります。国や道の負担金や補助金を財源とする事業については、例えば町有林管理事業の森林環境保全整備事業、これには道補助金が29万1,000円ですか、増額になっていると思っております。民有林造林促進事業については、交付税を含めて、何ら配慮もないと、そのようなことなのか伺いたします。

○議長（本田 学君） 丹崎産業振興課長。

○産業振興課長（丹崎秀幸君） ただいま財源についての質問だと思いますが、普通交付税の算定におきましては、この労務単価あるいは標準単価の改正による影響というものはないと考えております。

なお、森林整備につきましては、道の補助事業がございまして、この補助事業の残に対して町で補助するものというような制度設計になっております。

なお、道の補助に乗れないような森林については、私有林整備事業ということで、先ほど来説明させていただいております森林環境譲与税事業として取り扱っております。

以上です。

○議長（本田 学君） ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(本田 学君) 次に、歳出全般について行います。

ただし、款を区切った質疑は終わりましたので、他の款等の関係あるもののみとします。

ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(本田 学君) 以上で、歳出についての質疑を終わります。

次に、歳入全般について質疑を行います。

歳入の事項別明細書は、5ページから8ページまでを参照してください。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(本田 学君) 以上で、歳入についての質疑を終わります。

次に、第2条、地方債の補正について質疑を行います。

4ページを参照してください。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(本田 学君) 最後に、歳入歳出全般について質疑を行います。

ただし、歳入歳出双方に関連あるものに限定します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(本田 学君) これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(本田 学君) 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第42号令和4年度陸別町一般会計補正予算(第2号)を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(本田 学君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第42号は原案のとおり可決されました。

これから、議案第43号令和4年度陸別町国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算(第1号)の質疑を行います。

第1条、歳入歳出予算の補正全般について行います。

事項別明細書は、4ページから5ページまでを参照してください。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(本田 学君) これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（本田 学君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第43号令和4年度陸別町国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算（第1号）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

これから、議案第44号令和4年度陸別町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）の質疑を行います。

第1条、歳入歳出予算の補正全般について行います。

事項別明細書は、4ページから5ページまでを参照してください。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第44号令和4年度陸別町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第44号は原案のとおり可決されました。

これから、議案第45号令和4年度陸別町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）の質疑を行います。

第1条、歳入歳出予算の補正全般について行います。

事項別明細書は、4ページから5ページまでを参照してください。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第45号令和4年度陸別町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(本田 学君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第45号は原案のとおり可決されました。

◎日程第15 議案第46号工事請負契約の締結について

○議長(本田 学君) 日程第15 議案第46号工事請負契約の締結についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

野尻町長。

○町長(野尻秀隆君)〔登壇〕 議案第46号工事請負契約の締結についてですが、令和4年6月1日執行の入札に関わる落札者と本契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づきまして、議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては、副町長から説明申し上げますので、御審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

○議長(本田 学君) 早坂副町長。

○副町長(早坂政志君) それでは、議案第46号工事請負契約の締結についての説明をいたします。

議案第46号工事請負契約の締結について。

次のとおり、工事請負契約を締結する。

記。

1、契約の目的、新町団地公営住宅S・T棟建設建築主体工事。

2、契約の方法、指名競争入札による契約。

3、契約の金額、一金6,341万5,000円也。

4、契約の相手方、足寄郡陸別町字陸別基線316番地6。南建設株式会社。代表取締役、南光博であります。

町内業者3社を指名しまして、入札を執行しております。落札率につきましては、97%であります。工期につきましては、本日議決をいただきましたならば、本契約を締結しまして、令和4年10月31日までであります。

以上で、説明を終わります。

以後、御質問によりお答えしてまいりたいと思っておりますので、御審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

以上であります。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

7番渡辺議員。

○7番（渡辺三義君） それでは、新町団地公住建設について、1点だけお伺いいたします。

今回、2棟建設ということで、他の業種においては価格の上昇が続きまして、大変厳しい環境に立たされております。この建築工事については、入札が終了しておりますが、資材等の価格上昇の影響など、これなくて設計書を組む中で積算に影響はなかったのか、その辺ちょっとお伺いいたします。

○議長（本田 学君） 清水建設課長。

○建設課長（清水光明君） 今、御質問ありました価格等、設計する際の価格への影響等でございますが、私どものほうで予算を組む際に、価格上昇等も考慮しまして、今回予算計上させていただいております。そういった中で、昨年度設計等を行いました今回の工事につきまして、今年度執行するに当たり、設計書を作成するに当たり、北海道のほうで今年度4月以降適用ということで出されております北海道建設部営繕工事積算要領等を用いまして、積算等のほうを行いまして、規定予算内で設計のほうができているような状況で、執行に当たっては影響なく積算のほうをすることができた状況であります。

以上です。

○議長（本田 学君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第46号工事請負契約の締結についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第46号は原案のとおり可決されました。

◎散会宣告

○議長（本田 学君） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日は、これにて散会します。

散会 午後13時33分

以上、地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により署名する。

議長

議員

議員